

令和 4 年2月28日

「小山市公共施設等総合管理計画(素案)」に係るパブリックコメントの募集結果について

小山市では令和 4 年 1 月 5 日(水)～令和 4 年 1 月 26 日(水)までの期間において、「小山市公共施設等総合管理計画(素案)」に係るパブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集したところ、2 名から 3 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方・対応を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

今回の募集に当たり、ご協力を頂きました方々へ厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも小山市行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の概要

1)募集期間

令和 4 年 1 月 5 日(水)～令和 4 年 1 月 26 日(水)まで

2)資料の閲覧場所

- ・小山市ホームページ
- ・行政改革課
- ・各出張所・中央公民館

3)意見の提出方法・提出先

住所・氏名・電話番号などを記入し、以下のいずれかの方法による。

- ① 郵送
- ② ファクシミリ
- ③ 電子メール
- ④ 行政改革課へ直接書面による提出

2. 意見募集の結果

意見提出数 2 名 3 件

3. ご意見の概要とそれに対する市の考え方・対応

小山市公共施設等総合管理計画の改訂に向け、同計画(素案)に関する意見募集(パブリックコメント)を実施した結果、2名の方から3件のご意見を頂きました。

お寄せいただいたご意見の概要と、これに対する市の考え方・対応を公表します。

なお、お寄せいただいたご意見の内容については、個人又は団体名が特定できる情報は編集した上で公表します。

(意見の反映状況)

I 記載修正する

II 記載修正しない (A:既に記載済のもの B:今後の検討課題とするもの C:参考意見とするもの)

意見 1	計画(素案)の記載内容		
35 頁 「⑦統合や廃止の基本方針」について	<p>⑦ 統合や廃止の基本方針</p> <p>公共施設等については、将来の更新費用等の圧縮を図る観点から、施設需要の変化に応じて質と量を最適化することが必要となります。</p> <p>そのため、近隣施設、類似施設の有無や防災対策、人口動向や利用需要等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、近隣自治体との相互利用や民間施設の利用等の検討も行いながら、統合や廃止についての方針を決定し、適正配置の検討を推進するものとします。</p>		
	ご意見の概要	市の考え方・対応	反映状況
	<p>「必要性が認められない」とあるが、判断はどこがするのか。</p> <p>また、「議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ」とあるが、議会や地元住民に意見を聞く機会が先であると思う。</p> <p>意見を聴く先や情報提供の際には所管部署も入った方がいいと思う。</p>	<p>必要性の判断については、「56頁 1 全庁的な取り組み体制 ①庁内推進体制」にあるとおり、総務部門、企画部門、財政部門、施設保全部門と施設所管部が連携し、全庁横断的に行うとしております。</p> <p>また、方針決定については、「議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、…統合や廃止についての方針を決定」とあり、決定より先に議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行うとしておりますので、原文のままといたします。</p> <p>なお、議会や地元住民に情報提供、調整等を行う等の全ての過程は、所管部署が主体となつて行うことを原則としています。</p>	<p>II (A)</p>

意見 2	計画(素案)の記載内容
52 施設類型ごとの適正管理に関する実施方針「(10)公園」について	(10)公園
	①点検・診断等の実施方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断等の基本方針 市が管理する公園施設(休養施設、遊戯施設、管理施設等)を対象に、維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行い、遊戯施設はこれらの管理に加え、毎年1回の定期点検を実施します。
	②維持管理・更新等の実施方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制の明確化 維持保全(清掃・保守・修繕)と定期点検は、担当課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握します。 ・ 事故等の予防 公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防します。 その後、健全度調査等をもとに、補修、もしくは更新を判定します。 ・ アダプト(清掃美化)プログラム等の活用 清掃等は、担当課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラム等の活用を推進します。
	③安全確保の実施方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災機能の促進 市街地のオープンスペースである都市公園が防災上果たす役割も大きいことから、地域 防災計画に位置付けられ行政施設等と一体となって防災拠点となる都市公園を中心に、防災機能の整備を促進していきます。
	④耐震化の実施方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模施設の耐震化 公園内に設置されている大規模建築物や土木構造物については、震災時に第三者に被害を 与えないよう、改築及び更新時等にそれらの耐震化を図ります。
	⑤長寿命化の実施方針
<p><予防保全型に類型した施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具や設備以外の公園施設の健全度調査 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5 年に1回程度の健全度 調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認します。 ・ 長寿命化計画の見直し 健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行います。 <p><事後保全型に類型した施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能の保全と安全性の維持方法 健全度調査を実施しないため、維持保全(清掃・保守・修繕)と定期点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持します。 	

⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針		
<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン化の推進 「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」による施設の整備・更新に加え、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき施設の整備・更新を実施します。 		
⑦統合や廃止の実施方針		
<ul style="list-style-type: none"> 統合や廃止無し インフラ施設は、市民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な施設なため統廃合が困難であることから縮減対象とはせず、これまで整備してきた施設を計画的に修繕・更新等をしていくこととします。 		
ご意見の概要	市の考え方・対応	反映状況
公園について、外来生物対策や生物多様性の保全が盛り込まれていない。 外来生物対策や生態系に配慮した植栽管理などの内容を明記してほしい。	本計画は、外来生物対策や生態系に配慮した植栽管理を対象としていないため、原文のままといたします。 ご意見については、関係所管課に情報共有させていただきます。	Ⅱ (C)

意見 3	計画(素案)の記載内容	
57頁 「④市民等との情報共有・相互理解の醸成」について	④ 市民等との情報共有・相互理解の醸成 公共施設の総合的な管理にあたっては、市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成していくことが不可欠になります。 そのため、本計画に基づき、本市の公共施設の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取り組みの方向性等を広く情報発信し、周知・啓発を図ります。	
	ご意見の概要	市の考え方・対応
	「④市民等との情報共有・相互理解の醸成」とあるが、利用者や地元住民、議会等の意見を聴く姿勢がないように思われます。入っていないならば加えていただくよう検討願います。	「相互理解」とは、お互いの考え方や立場、気持ちなどを理解しあうことであり、双方の意見を聴くことが「合意形成」に結びつくものと考えております。 このことから、利用者や地元住民、議会等の意見を聴く姿勢を含んでいるため、原文のままといたします。

行政改革課 公共施設マネジメント係
TEL 0285-22-9828